

学会情報

第 73 回 IFA（国際租税協会）年次総会の模様について

税務大学校 研究部 教授
小 杉 直 史
税務大学校 研究部 教育官
錦 織 俊 介

◆SUMMARY◆

2019 年（令和元年）9 月 8 日（日）から 9 月 12 日（木）まで、英国・ロンドンで第 73 回 IFA 年次総会（ロンドン大会）が開催された。

ロンドン大会では、議題 1「利子控除制限（BEPS 行動 4 の導入状況）」及び議題 2「投資ファンド」を主要議題とし、更に 11 のセミナーが設定され、計 13 のテーマに沿った研究報告・討議が行われた。

今大会には、国税庁から小杉直史国際課税分析官（現税務大学校研究部教授）、税務大学校から錦織俊介教育官が参加した。本稿は、この 2 名の参加者が聴講した議題・セミナーについて、議論のポイント等を報告するものである。

（令和 2 年 10 月 30 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

I はじめに	164
II 各議題とセミナーの概要	165
議題1 「利子控除制限 (BEPS 行動 4 の導入状況)」	165
議題2 「投資ファンド」	166
セミナーA 「イスラム金融と税」	167
セミナーB 「法形式と経済実体」	167
セミナーD 「ハイブリッド事業体」	168
セミナーE 「宇宙空間の課税問題」	169
セミナーF 「IFA/OECD 共同セミナー (デジタル経済)」	169
セミナーG 「税の透明性/国際協調の強化/国別報告書」	170
セミナーH 「条約のオーバーライド」	171
セミナーI 「国際課税の最近の動向」	171
セミナーJ 「IFA/EU 共同セミナー」	172
セミナーK 「ブレグジット」	173
III 各議題並びにセミナーD 及び E の詳細	173
議題1 「利子控除制限 (BEPS 行動 4 の導入状況)」の詳細 (錦織)	173
議題2 「投資ファンド」の詳細 (小杉)	178
セミナーD 「ハイブリッド事業体」の詳細 (小杉)	182
セミナーE 「宇宙空間の課税問題」の詳細 (錦織)	183

I はじめに

第 73 回 IFA 年次総会は、2019 年 9 月 8 日から同年 9 月 12 日まで英国・ロンドンにおいて 84 の国と地域から 1,500 名を超える参加者を迎えて開催された。総会の議題及びセミナーで取り上げられたテーマは表 1 のとおりである。本報告では、まずこれらのテーマの概要を紹介し (筆者両名共に参加できな

かったセミナーC を除く)、さらに総会のメインテーマである議題 1 及び議題 2 と、二つのセミナー (セミナーD 及びセミナーE) について、より詳しく報告する。なお本報告は、総会で行われたディスカッションの内容に、日本の状況なども付け加え、筆者がまとめたものである。

【表 1 議題及びセミナーのテーマ】

	午前	午後
9/9 (月)	議題 1 : 利子控除制限 (BEPS 行動 4 の導入状況)	セミナーA : イスラム金融と税
		セミナーB : 法形式と経済実体
9/10 (火)	議題 2 : 投資ファンド	セミナーC : 間接税と金融サービス
		セミナーD : ハイブリッド事業体
		セミナーE : 宇宙空間の課税問題
9/11 (水)	セミナーF : IFA/OECD 共同セミナー	セミナーG : 税の透明性/国際協調の強化 /国別報告書
		セミナーH : 条約のオーバーライド
9/12 (木)	セミナーI : 国際課税の最近の動向	セミナーJ : IFA/EU 共同セミナー
		セミナーK : ブレグジット

II 各議題とセミナーの概要

議題 1

「利子控除制限 (BEPS 行動 4 の導入状況)」

Subject 1

〔Interest deductibility:
the implementation of BEPS Action 4〕

〔議長及びパネル〕

General reporters:

James Gadwood (USA)

Paul Morton (UK)

Chair:

Yash Rupal (UK)

Secretary:

Sandra Martinho Fernandes
(Luxembourg)

Panel members:

Bernd-Peter Bier (Germany)

Pierre-Henri Durand (France)

Karishma Phatarphekar (India)

Adam Zalasiński (EU)

〔概要〕

租税回避スキームの中で、利子を利用し

たものは最も単純で容易なものの一つであるため、各国は過少資本税制や独立企業間原則などで利子控除を制限してきた。最近では BEPS 行動 4 において、EBITDA (税引前利益+支払利息+減価償却費) の一定割合までに利子控除を制限する制度がベストプラクティスとして示され、各国が次々に導入している。特に EU 諸国は、租税回避防止指令 (ATAD) により BEPS 行動 4 に沿った制度の導入が義務となっている。

本セッションは、ゼネラルレポートの説明から始まった。ゼネラルレポートでは、主に EU 諸国とそれ以外の国々にグループ分けし、制度の対比や BEPS 行動 4 の導入状況などが説明され、EU 諸国は ATAD の枠組みの中で、比較的納税者有利の制度をほぼ横並びで導入している一方、EU 域外ではまだ導入されていない国も多く、また導入されている制度にもバラツキがある点などが説明された。

その後パネリストにより、利子が控除されないことによる経済的二重課税への懸念、新たな利子控除制限ルールと移転価格課税とのオーバーラップなどが議論された。パ

ネリストからは、利子控除の制限は、投資を制限し経済に悪影響を及ぼすこと、BEPS 行動 4 はオプションが多いなど自由度が有り、BEPS 防止効果は限定的であること、利子控除を制限するルールで、もっとも理論的なのは独立企業間テストであり、比較対象取引も十分にあることなど、BEPS 行動 4 に対する否定的な意見も多く出された一方、BEPS 行動 4 の経済への影響は限定的であり過少資本税制よりも有効であるとする研究結果も紹介された。

議題 2

「投資ファンド」

Subject 2

〔Investment funds〕

〔議長及びパネル〕

General reporters:

Sung H. Hwang (US)

Oktavia Weidmann (Switzerland)

Chair:

Jean Schaffner (Luxembourg)

Secretary:

Olympe Alexandre (Luxembourg)

Panel members:

Delphine Charles-Péronne (France)

Roland Hummel (Germany)

Nigel Johnston (Canada)

Floran Ponce (Switzerland)

〔概要〕

はじめに、投資ファンドの概要及び各国制度をまとめたゼネラルレポートについての説明が行われた。投資ファンドを構成しているのは、①投資された資金の集合体であるファンドそのもの、②ファンドへ投資する投資家、③ファンドを運用管理するマネージャー、の 3 要素であり、それぞれに対する課税の論点が紹介された。

ゼネラルレポートによると、投資ファンドの運用資産残高総額は、2002 年の 27 兆 US ドルから 2017 年の 79 兆 US ドルまで 15 年間で約 3 倍に増加している。理由として、個人・機関双方とも投資家の裾野が拡大して資金流入額が増えたことや、環境関連・社会的責任投資 (SRI)・デジタル資産・大麻事業関連など、近年になって新たな種類のファンドが急増したことが挙げられた。

投資ファンドと投資家への課税理論は急速に発達してきているが、各国で規制が統一されておらず、パネリストからは、課税の中立性や垂直的・水平的な公平性が確保されていないことへの懸念が表明された。具体的には、①不動産投資ファンド (REIT) 等への政策的な優遇税制、②国内外ファンド・持ち株会社・導管事業体等における居住性の解釈、③投資マネージャーや管理会社に対する恒久的施設 (PE) 概念の適用、④少数の投資家のみを対象とする私募ファンドの取扱い、⑤課税タイミング・適用税率や源泉所得税制度の各国相違、などが挙げられた。

課税上留意すべき点として、租税条約の適用がない国からの投資に対する特典制限規定 (LOB)、租税条約による二重課税の救済、実質所有者の特定、パススルー事業体等への透明性の確保、などが重要であるとの見解が示された。

投資マネージャーへの課税については、報酬の支払形態 (マネジメントフィー、優先株式の配当等) や雇用形態 (管理会社、個人事業等) などに留意すべきことが言及された。

最後に、ブロックチェーン技術等のテクノロジー進化が、今後の投資ファンドの課税にどのような影響を与えるかについて、パネリストによる議論がなされた。

セミナーA

「イスラム金融と税」

Seminar A

〔Tax and Sharia instruments〕

〔議長及びパネル〕

Chair:

Osman Mollagee (South Africa)

Secretary:

Carolina Descio (UK)

Panel members:

Peter Barnes (USA)

Monia Naoum (Morocco/Qatar)

David Saleh (UK)

〔概要〕

イスラム教シャリーア法では、利子の取得が禁止されているなど、特徴的なイスラム金融が規定されている。しかしながら、禁止事項に関する統一的な解釈基準や監督機関は存在せず、各国が依拠する法律も異なるため、様々な異なった解釈が混在する事態となっている。したがって各国の金融機関は、イスラム関係者との取引がシャリーア法に則しているのかを確認するために、イスラム金融の専門家や専属組織を設置していることが紹介された。

税務上の取扱いについてはさらに不明確であるため、イスラム金融に対する世界標準ガイドライン作成の必要性が強調された。特に、クロスボーダー取引への BEPS 対応について、イスラム金融と通常の金融取引との相違による課税処理の課題が示された。具体的には、利子取引についてイスラム金融と整合性と図るために、利子を賃借料や譲渡利益に置き換えた場合に、VAT 課税はどのように調整すべきか、といった問題点が紹介された。さらに、取引形態の変更による移転価格課税への影響についても言及された。

イスラム教徒であるパネリストの意見として、本テーマについて関心を示しているのはイスラム各国及び英国・香港・シンガポール等の一部の金融センターのみであり、例えば米国 IRS の公式ウェブサイトでは、「シャリーア」「イスラム金融」と検索しても全くヒットせず、本件に対する税務当局の無関心を強く批判していた。同様に OECD や国連の双方とも、イスラム金融問題へ全く対応していないことへの懸念が示された。

会場参加者に対してリアルタイム・アンケートが実施されたが、イスラム金融に関してほとんどの回答が「聞いたことがあるが、よく分からない」であり、本セミナーを通じて、将来的にイスラム金融の課税問題について、関心や理解がより深まることが期待された。

セミナーB

「法形式と経済実体」

Seminar B

〔Form and substance〕

〔議長及びパネル〕

Chair:

Tony Pagone (Australia)

Secretary:

Melissa Elechiguerra (Spain)

Panel members:

Richard Collier (OECD)

Robert Desax (Switzerland)

Michael Lang (Austria)

Philip Martin (France)

Lionel Nobre (Brazil)

〔概要〕

企業が、税務上の目的達成のために、その取引の経済実体とは異なる法形式の取引を行う場合が多く見られる。このような法

形式と経済実体が相違するという考え方は、執行当局、立法機関、法律家及び税務専門家にとって非常に重要な概念であり、今日では当たり前のように存在しているが、そもそも「実体」とは何かという問いに明確に解答することは難しく、この概念は多くの問題を生じさせている。

このセミナーでは、四つのケーススタディにより議論が行われた。一つ目は、低税率国の子会社を通じて得た利子所得に対し、一般的租税回避否認規定（GAAR）が適用された実際のケースで、課税庁が認定した「実体」について、より相応しい「実体」があるのではないかという疑問が出された。

二つ目は、しきい値の回避を題材にしたケースである。EU 親子会社指令の恩恵を受けるため子会社の持分を増加させた取引は、税務上の目的しかないものの「実体」を欠いているとはいえないと主張された。

三つ目は、関連者間で市場価格を下回る価格で株式を売買した後、翌期に修正契約によって市場価格に回復させたケースで、キャピタルゲインを2期に渡って申告していたところ、裁判所は、後の取引は、キャピタルゲインではなく、利益配分であると認定した。これに対しては、課税庁はこの事案に対処するよりよいアプローチがあったのではないかとの議論があった。

最後は、独立企業間原則との関係である。BEPS 行動計画により改定された OECD ガイドラインは、課税庁にとって強力なツールであるが、課税庁が作り上げたフィクションによって課税が行われる危険性を持っていると指摘された。

これら四つのケーススタディの結論として、法形式と経済実体の概念についての明確な理解と、一貫性のある適用が大切であり、安定性と明確性のある立法が望まれる点が強調された。

セミナーD

「ハイブリッド事業体」

Seminar D

[Hybrid instruments and entities]

[議長及びパネル]

Chair:

Diana Wollman (USA)

Secretary:

Ioana-Felicia Rosca (Austria)

Panel members:

Renata Emery (Brazil)

Christoph Marchgraber (Austria)

John Peterson (OECD)

Dario Sencar (Italy)

[概要]

OECD や EU 指令等における、ハイブリッド・ミスマッチ（複数国間の税務上の取扱いの差異を利用した税負担の軽減）に対するこれまでの取組みや勧告が紹介された。ハイブリッド・ミスマッチは、①D/NI（Deduction/No Inclusion）：支払者損金算入・受取者益金不算入、②DD（Double Deduction）：支払の二重控除、③Imported mismatch：ミスマッチアレンジメントの輸入、の3類型に分類できるが、本セミナーでは①のD/NIに焦点を当て、各パネリストから各国事例の紹介がなされた。特に、ブラジルが導入した利子配当制度（JCP）については、受取国側で利子が配当かの処理対応が分かれているため、現在まで引き続きハイブリッド・ミスマッチの混乱が続いていることへの懸念が示された。

納税者側の対策として、税務当局から将来的にハイブリッド・ミスマッチ課税を受けることを防止するため、取引相手国の税制、取引相手の事業内容、受領者の益金算入処理もしくは支払者の損金不算入の証明等の説明書類を、事前に周到に準備してお

くことが望ましい旨の指摘があった。

会場参加者へのリアルタイム・アンケートでは、今後ハイブリッド・ミスマッチは減少していくと予想されるが、最近の傾向として、利子・配当よりも貸貸取引の課税問題が増加していることが示された。

セミナーE

「宇宙空間の課税問題」

Seminar E

〔Taxation of space〕

〔議長及びパネル〕

Chair:

James Anderson (UK)

Secretary:

Alex Rigby (UK)

Panel members:

Timothy Nelson (USA)

Jonathan Schwarz (South Africa/UK)

Rohan Shah (India)

Christine Simoes (Brazil)

Yun Zhao (PRC)

〔概要〕

今後、課題が現実化してくることが予想される宇宙空間に関する課税問題について、複数のスピーカーから順に説明が行われた。

宇宙空間に関しては、探査と利用の原則的自由、領有の禁止、天体の平和利用などについて国際社会のコンセンサスが得られているものの、これらは主に冷戦時代に国家の活動を念頭に置いて合意されたものであって、民間の商業利用を考慮されたものではない。また、宇宙空間の定義（どこから宇宙なのか）や宇宙資源の利用などの重要な部分について、国際的合意がなされていない状況であることが説明された。

それに続き、宇宙資源開発について、早期に国際的なフレームワークを作る必要が

あること、赤道国が静止軌道に対して自国の主権を主張しているボゴタ宣言、通信衛星の運用会社にロイヤルティ課税を行ったインドの裁判例など、宇宙空間に関する様々なトピックが紹介された。

セミナーF

「IFA/OECD 共同セミナー（デジタル経済）」

Seminar F

〔IFA/OECD〕

〔議長及びパネル〕

Chair:

Stef van Weeghel (Netherlands)

Secretary:

Erisa Nuku (Netherlands)

Panel members:

Huey Min Chia-Tern (Singapore)

Richard Collier (OECD)

Lafayette (Chip) Harter (USA)

Achim Pross (OECD)

Amy Roberti (USA)

Pascal Saint-Amans (OECD)

Wolfgang Schön (Germany)

Natalia Quiñones Cruz (Colombia)

〔概要〕

はじめに、最近の OECD の動向について、OECD のパスカル租税局長から説明があった。その中で、BEPS プロジェクトが確実に進行中である点が強調され、これまで 89 の国と地域が BEPS 防止措置実施条約 (MLI) に署名していることなどが説明された。

その後は、BEPS プロジェクトの残された課題である、経済のデジタル化への対応について、OECD から説明があり、それについてパネリストの議論が行われた。

第一の柱「利益配分とネクサスルール (profit allocation and nexus rules)」につ

いては、パネリストから以下のような意見が出された。

- ・このルール of 正確な射程を明らかにするため、売上や利益のしきい値などを設ける必要がある。
- ・過度に市場国にフォーカスしているという懸念がある。
- ・開発途上国が執行能力の問題から定式配分アプローチを歓迎しているのと同様、ビジネス界も簡素な方法を支持するが、行き過ぎた簡素化は経済の実情と乖離してしまう危険性がある。
- ・損失の問題は、注意して取り扱うべきである。
- ・新ルールにより生じる税務紛争処理への対応が重要である。

多くの時間が第一の柱の議論に費やされ、第二の柱「グローバルな税源侵食防止措置 (Global anti-Base Erosion: GloBE)」については、あまり多くの時間が割かれなかったが、CFC ルールの適用の困難さを克服するものであるとの期待などが示された。

最後は、特定の国が一方的な取組みをしないよう、コンセンサスに基づく多国間アプローチが必要である点にパネリストが同意したことが強調されセミナーは終了した。

セミナーG

「税の透明性／国際協調の強化／国別報告書」

Seminar G

〔Tax transparency/enhanced cooperation/CbCR experience〕

〔議長及びパネル〕

Chair:

Timothy McDonald (USA)

Secretary:

Alessandro Turina (IBFD)

Panel members:

Reinhard Biebel (EU)

Marlies de Ruiter (Netherlands)

Alan McLean (UK)

Achim Pross (OECD)

Natalia Quiñones Cruz (Colombia)

Takahiro Yasui (Japan)

〔概要〕

本セミナーは、パネリストが政府職員側と民間側に分かれて議論を交わすセッションであり、日本からは財務省主税局の安居国際租税総括官が、政府側パネリストの一人として出席した。

税の透明性は、納税者から税制や税務行政の信頼を得るために極めて重要である。情報開示手段としての共通報告基準 (Common Reporting Standard : CRS) や EU 行政協力指令 (Directive on Administrative Cooperation : DAC) は大変有用であるが、入手可能となった膨大な情報をいかに適切に管理するかなど、各国税務当局にとっての新たな課題が提起された。

国際協調の強化の例として、OECD の FTA によって 2018 年に導入された ICAP (International Compliance Assurance Program) が紹介された。本プログラムにより、メンバー国税務当局と主要国多国籍企業との間で、官民の国際協働が図られている。また、2019 年 9 月に OECD によって提唱された税の安定性 (Tax Certainty) に関連して、最近の相互協議手続き (MAP) の進展状況が報告された。

BEPS 行動 13 により国別報告書 (CbCR) の情報交換が開始されて以来、各国政府は数多くの多国籍企業情報を入手できるようになったが、企業側から正しい報告がなされていないケースも散見されている。入手された情報の精度によっては、当局執行のミスリードを招くリスクが指摘され、民間側パネリストより、政府側による CbCR 情

報の使用に関する透明性を求める意見が出された。政府側パネリストからは、各国執行のレビューのためのパブリックコンサルテーションを 2020 年初めに予定していることや、ICAP の議論で納税者の権利強化が図られている旨の説明があった。

これまでの移転価格課税は、主観的かつ不透明な専門的判断が中心であったが、今後はより公式的かつ標準的なアプローチに置き換わることが想定され、二重課税のリスクは減少していくだろう、との見方が示された。

セミナーH

「条約のオーバーライド」

Seminar H

[Unilateral treaty override]

〔議長及びパネル〕

Chair:

Mukesh Butani (India)

Secretary:

Parul Jain (India)

Panel members:

Sophie Chatel (OECD)

Robert Danon (Switzerland)

Adolfo Martín Jiménez (Spain)

David Rosenbloom (USA)

〔概要〕

国内法が条約をオーバーライドすることの問題について、その類型や定義などの分析から、国際社会が現実には直面している問題まで、幅広く議論がなされた。

条約のオーバーライドが起こる典型例の一つは、米国のように憲法において条約が国内法と同等に扱われる国で、後法優先の原則が働く場合である。米国は 1986 年の税制改正において既存の条約の条項と対立する多くの国内制度を導入し、その後の国

際社会における条約のオーバーライドの議論のきっかけをもたらした。

最近、主に EU 各国が導入しているデジタルサービス税 (DST) が、条約のオーバーライドに該当するか否かの議論も行われた。DST は、売上に対して課されるものであるが、租税条約の適用範囲である所得に課される税に該当するか否かが議論された。DST が課される企業は、主に GAFA に代表される米国企業であるところ、条約のオーバーライドの批判は、歴史的に米国に向けられることが多かったため、DST に関しては逆の状況になっていることへの皮肉を込めたコメントもあった。

セミナーI

「国際課税の最近の動向」

Seminar I

[Recent developments in international taxation]

〔議長及びパネル〕

Chair:

Chloe Burnett (Australia)

Secretary:

David Lewis (Australia)

Panel members:

Jos Beerepoot (Netherlands)

Ruth Mason (USA)

Dominic Robertson (UK)

Guest speakers:

John Avery Jones (UK)

Michael Keen (USA)

Stig Sollund (Norway)

〔概要〕

国際課税における最近の動向について、国内税制へ回帰する傾向が見られていることが指摘された。具体的には、欧州の DST や米国の税源浸食濫用防止税 (BEAT) 等

を例に挙げて説明がなされた。また、税務争訟において、租税条約の解釈における国内法の役割が論点となる傾向があり、租税条約上の納税者救済機能が、最新の国際課税事例へ対応しきれていない懸念が指摘され、英国・豪州における事例が紹介された。

BEPS 後の移転価格課税について、米国が税制改正により導入した BEAT や米国外軽課税無形資産所得合算課税 (GILTI) 等の新税による影響から、独立企業間価格概念の再定義 (Arm's Length 2.0) に関する最新の議論の説明や、デンマーク、カナダ、オランダの移転価格事例が紹介された。

最後に、国際課税における透明性と情報開示ルールについて議論がなされた。金融機関が情報開示に積極的に協力している一方、弁護士等の顧客情報秘匿特権との関係では争いとなる事例が多いことが紹介された。また、情報を必要とする国が他国へ情報開示を強制できるのかという論点については、英国が可能と判示した事例が紹介された。

セミナーJ

「IFA/EU 共同セミナー」

Seminar J

〔IFA/EU〕

〔議長及びパネル〕

Chair:

Luc De Broe (Belgium)

Secretary:

Jasper Korving (Netherlands)

Panel members:

Daniel Gutmann (France)

Christian Kaeser (Germany)

Edwin Visser (Netherlands)

Bert Zuijdendorp (EU)

〔概要〕

本セミナーでは三つのテーマについて議論がなされた。

一つ目は、EU 租税政策の発展についてである。EU はクロスボーダー取引や脱税に対する適正な課税のために、加盟国間で税務関連の情報交換を強化する EU 行政協力指令 (DAC) を 2011 年から随時発出しており、事前確認 (APA) ルーリングや CbCR 等についての自動的情報交換や、公益通報制度の導入により、税の透明化が図られていることが示された。また、多くの有害税制がこの 2 年間で廃止され、軽課税国に対する新たなルール作りがなされたことにより、税の公平性が確保されるようになった。税の安定性については、紛争が 2 年以内に解決できなければ、納税者はアドバイザリー委員会設置を求めることが可能となったことが紹介された。

二つ目は、EU 司法裁判所の判例紹介である。DAC により加盟国間における配当、利子、使用料の免税支払が認められているが、オランダ税務当局は、導管である EU 持ち株会社を通じて EU メンバー以外の第三国へなされる支払について、免税を否認するためのルーリング判断を EU 司法裁判所へ求めた。判例では、導管会社による濫用について二つの要素 (客観的要素: EU 法の目的へ反する行為、主観的要素: EU 法から得られる不適切な利益を求める意図) が示された。さらに、メンバー国内法に義務的な一般的租税回避否認規定を組み入れる、ATAD1 が 2019 年に採用されたことが紹介された。

三つ目は、義務的開示制度 (Mandatory Disclosure Rules: MDR) についてである。2018 年に発出された DAC6 では、特定のクロスボーダー取引について、税務仲介者に開示義務を課すことによって租税回避や脱税に対抗している。報告対象となる取引が広範囲にわたることから「過剰な報告制

度だ」との意見も出されたが、今後の多国籍企業や税アドバイザーの行動様式を大きく変える可能性がある。また、開示された情報は租税条約に基づく情報交換にて活用される可能性があり、各国税務当局にとっては、膨大な情報をどう管理して調査に活用するかが課題となることが示された。

セミナーK 「ブレグジット」

Seminar K [Brexit]

〔議長及びパネル〕

Chair

Melissa Geiger (UK)

Panel members

Sandy Bhogal (UK)

Neil Sherlock (UK)

Amanda Tickel (UK)

Andrea Tolley (UK)

〔概要〕

IFA 本会合の翌月（2019 年 10 月 31 日）に迫っていた英国の EU 離脱（ブレグジット）^④に向け、税務専門家やビジネスリーダーたちが直面する問題について紹介と議論が行われた。

まず、直接税について、EU 指令の適用がなくなることの影響が指摘され、例えば、イタリアに所在する子会社から英国の親会社へ配当を支払う場合、これまで EU 親会社指令で免税となっていたが、ブレグジット後は、5%の源泉税が課されることなどが例として挙げられた。英国においては、EU 法が直接の効果を失うことになるため、多くの法制度の修正や廃止が必要になるとの見解が示された。

次に、間接税（関税、付加価値税）については、直接税より影響が大きいことが説

明された。EU 諸国との輸出入手続が必要になること、EU が締結している FTA の適用がなくなることから、EU 域外諸国との取引にも大きな影響があること、英国で追加の VAT 登録が必要になることなど、企業の事務負担への影響も大きい点が説明された。

また、これらの影響を考慮し、既に一部業務を英国外へ移転させている企業もあることが紹介された。

Ⅲ 各議題並びにセミナーD 及び E の詳細

議題 1 「利子控除制限（BEPS 行動 4 の導入状況）」の詳細（錦織）

1. BEPS 行動 4 と ATAD の利子控除制限ルール

租税回避スキームの中で、損金算入が可能な利子を使ったものは、最も簡単なものの一つである。これに対し各国は、独立企業間原則や過少資本税制で対処してきたのであるが、それだけでは十分に税源侵食と利益移転（BEPS）に対処し切れていないと考えられるようになり、2015 年の BEPS 行動 4 では、利益の一定割合までに利子控除を制限する手法が示された。これは、行動 5 や行動 6 のような、最低限対応すべき措置（ミニマムスタンダード）ではなく、実施が望ましい措置（ベストプラクティス）として位置付けられており、推奨はされるものの、導入は各国の任意となっている。

EU は、BEPS 行動計画公表の 3 か月後に、ATAD を出している。その第 4 条に利子控除制限があり、これはおおむね BEPS 行動 4 に沿った内容となっている。ATAD は、EU 各国に導入が義務付けられているものであるため、BEPS 行動 4 について、EU 域内ではミニマムスタンダード、EU 域外ではベストプラクティスとなっている状況といえる。日本は BEPS 行動計画公

表前に、既に過大支払利子税制を導入していたが、BEPS 行動 4 の内容とは異なる部分があったため、2019 年度に BEPS 行動 4 に沿うような改正がなされている。BEPS 行動 4 の内容は、企業の利益、具体的には EBITDA に一定の固定比率を掛けた金額を上限として、利子控除を制限するというものであり、固定比率は 10% から 30% の間とされている。また各国は、グループ比率ルールというものも選択することができる。グループ比率ルールは、グループ全体として多額の支払利子を第三者に支払っている場合には、BEPS リスクは少ないことから、企業単体で計算した利子控除の上限よりも損金算入を多く認めるというものである（以下、BEPS 行動 4 及び ATAD の利子控除制限ルールを「新ルール」という。）。

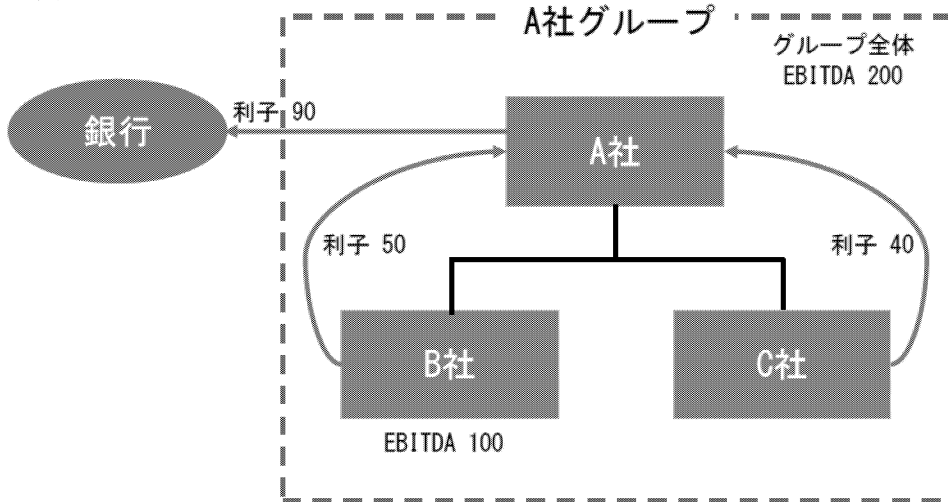
2. グループ比率ルール

グループ比率ルールについて、事例を使って説明する（図 1）。前提として利子控除制限が EBITDA の 30% であるとして、B 社の利子控除可能額を計算する。B 社の EBITDA は 100 であるので、グループ比率ルールが無い場合の利子控除限度額は 30（ $100 \times 30\%$ ）となる。B 社は 50 の支払利子があるため、そのうち 20（ $50 - 30$ ）は控除できないことになる。一方、このグル

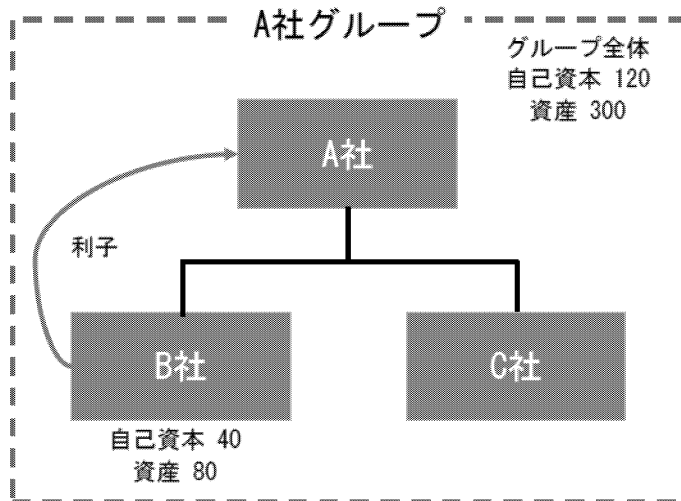
ープ全体の EBITDA は 200 で、第三者に 90 の支払利子がある。第三者支払利子はグループ全体の EBITDA の 45%（ $90 \div 200$ ）ということになっている。この場合、グループ比率ルールがあれば、B 社も EBITDA の 45% まで利子控除が可能ということになる。結果として、利子控除可能額は 45（ $100 \times 45\%$ ）となり、控除できない利子は 5（ $50 - 45$ ）のみとなる。

図 1 のグループ比率ルールは、グループ全体の EBITDA と第三者支払利子の割合を用いたものであるが、それとは別に、equity escape と呼ばれるものも選択できる。これは、資産に対する自己資本の割合を用いたもので、この割合がグループ全体の割合より大きければ、BEPS リスクは小さいとして、制限対象から外すというものである。equity escape についても、事例を使って説明する（図 2）。B 社の自己資本は 40、資産は 80 であるので、資産に対する自己資本の割合は 50%（ $40 \div 80$ ）である。一方、このグループ全体の自己資本は 120、資産は 300 であるので、その割合は 40%（ $120 \div 300$ ）である。この場合、B 社単体の割合の方が、グループ全体の割合よりも大きいため、equity escape ルールがあれば、B 社は支払利子の全額を控除することが可能となる。

《図 1》



《図 2》



3. 新ルールを選択肢と各国比較

グループ比率ルールの導入は各国の選択に任されているが、これを含め新ルールには幾つかの選択肢がある。主なものとしては、(1)固定比率、(2)グループ比率ルール、(3)繰越し・繰戻し、(4)しきい値（デミニスルール）、などがある。ブランチレポート^③が提出された44の国・地域のうち、新ルールを採用しているのは25の国・地域であるが（表2）、それらの国・地域がこれらの選択肢をどのように選択しているのか概説する^④。

(1) 固定比率（Fixed-ratio）

利子控除を EBITDA の何%に制限するかの固定比率は、10%から 30%の間^⑤で選択可能となっている。この固定比率については、EU域内でも EU域外でも、ほとんどの国で上限の 30%が採用されており、選択できる中で納税者に最も有利な比率が採用されているということになる。この点だけを見れば、日本の 20%は比較的厳しいルールといえるかもしれない。

(2) グループ比率ルール (Group-ratio rule)

EU 域内では、新ルールを採用している 17 か国中 8 か国でグループ比率ルールが採用されている。この 8 か国のうち、EBITDA を利用したグループ比率ルールを採用している国は 2 か国のみであり、equity escape を採用している国の方が多数派である。一方、EU 域外では、グループ比率ルールを採用している国は非常に少なく、2 か国のみである。

(3) 繰越し・繰戻し (Carry forwards and carry backs)

繰越し・繰戻しのルールは、新ルールを導入しているすべての国が、何らかの形で採用している。ただし、繰戻しを採用している国は無いため、控除し切れなかった金額の繰越しだけか、それに加えて未使用の控除枠の繰越しも認めるかといった二つのパターンがあるということになっている。繰越し可能な年数は国によって様々であるが、ATAD では控除し切れなかった金額の繰越しは、無期限に認めることとされているため、EU 各国の繰越しルールは、EU 域外に比べ納税者有利になっている。

(4) しきい値 (Deminimis threshold)

しきい値は、利子の額が一定値以下の場合、利子控除制限の適用をしないというものであるが、EU の多くの国は、ATAD の上限値である 300 万ユーロにしきい値を設定している。EU 域外は、これに比して低い金額にしきい値を設定しており、日本の 2,000 万円という金額も EU 各国に比べると厳しい設定となっている。

以上の比較を見ると、EU 加盟国の制度が、EU 域外の国々よりも比較的納税者有利な制度となっていることが分かる。ただし、これらは新ルールを採用している国の比較という点に注意する必要がある。表 2 を見ると分かるように、EU は ATAD で導入が義務付けられているため、ほとんどの国が新ルールを導入しているが、EU 域外ではそれほど導入が進んでいない。したがって、EU 域内では比較的緩いルールを一律に採用している一方、EU 域外では、採用する・しないを含めて、対応が今のところまちまちで、採用している国のルールはある程度厳しいルールとなっているといえることができる。

《表 2》

	EU 加盟国		EU 域外	
新ルール 導入済	ベルギー チェコ フィンランド ドイツ イタリア マルタ ポーランド スペイン 英国 ⁽⁶⁾	ブルガリア デンマーク フランス ハンガリー ルクセンブルク オランダ ポルトガル スウェーデン	アルゼンチン 日本 ペルー ボスニア・ヘルツェゴビナ ⁽⁷⁾ 韓国 米国	インド ノルウェー 韓国 米国
新ルール 未導入	オーストリア スロベニア	アイルランド	オーストラリア カナダ 台湾 インドネシア リヒテンシュタイン ニュージーランド 南アフリカ トルコ	ブラジル チリ コロンビア イスラエル メキシコ シンガポール スイス ウルグアイ

4. 経済的二重課税

利子控除が制限された場合には、経済的二重課税が発生する。債務者は、課税所得から支払利子を控除できない一方、債権者側では、受取利子を課税ベースに含めなければならない。これを避け、又は緩和するものとしては、例えば繰越しルールがあるが、それでも永久的な二重課税を一時的な二重課税に変えるのみであって、キャッシュフローにネガティブな影響を与えるという問題は解決しない。

この経済的二重課税は、租税条約の枠組みでは解決できるものではなく、OECDもこの問題について認識しているものの、具体的な対応措置を示せてはいない。租税条約は第 1 条 3 項で、「一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国の課税に影響を及ぼすものではない。」⁽⁸⁾とあるように、締約国がお互いの居住者に課税しているだけの状態を問題にしないというのが原則で

ある。経済的二重課税というのは、この状態であり、債権者の居住地国の債権者に対する課税と、債務者の居住地国の債務者に対する課税が問題となっている。租税条約が登場する基本的な場面は、1 人の者の所得に対し、源泉地国と居住地国の両方が課税するケースであるということがいえる。ただし、この第 1 条 3 項には例外がある。その一つが第 9 条の特殊関連企業条項の 2 項であり、移転価格課税を行った場合の対応的調整に関するものである。移転価格課税も経済的二重課税の場面を作り出すものであるが、第 9 条 2 項は、独立企業原則に関するものであり、メカニカルな新ルールには用いることができない。

経済界には、新ルール導入により経済的二重課税が起これば、ファイナンスコストが増加し、投資を減少させる結果になるなどの懸念があるが、実際どれほどの影響があるのかははっきりと分からない。こ

の点について、M.Petutschnig らが、財務データベースの Amadeus を使って、ヨーロッパのどれだけの企業が新ルールの影響を受けるかを分析している⁹⁾。この分析では、新ルールの経済への影響は非常に小さいと結論付けている。分析の結果によれば、しきい値規定がない場合は、14～17%の企業に影響があるということだが、300 万ユーロのしきい値を採用した場合には、その数字はかなり小さくなり、1%以下の企業しか影響を受けないということである。また同分析は、実際に経済活動を行っている企業ほど影響を受けにくいということや、新ルールは過少資本税制よりも効果が高いという結論も出している。

5. まとめ

利子控除を制限する必要があるそもその原因は、「利子」と「配当」の税務上の取扱いが異なることにある。これに対処するために、OECD は、独立企業間原則や過少資本税制などの伝統的方法ではなく、利益ベースの固定比率による新ルールをベストプラクティスとして示した。これは、原則ルールからメカニカルルールへの移行と表現することができる。メカニカルなルールというのは、シンプルで透明性があるといったメリットはあるものの、本来ターゲットとすべきもの以外にも影響を及ぼしてしまう面があり、実経済に悪影響があるのではないかとといった懸念は経済界に根強い。

新ルールは、現在各国が順次導入を進め

ている段階であるので、将来的に再度、IFA のトピックとして取り上げられる可能性もある。

議題 2 「投資ファンド」の詳細（小杉）

1. 投資ファンドとは

投資ファンドは以下の 3 要素から構成される。

(1) ファンド

投資資金の集合体であり、公募と私募、国内型と海外型、オープン型とクローズ型、信託、証券、不動産、不良債権など様々な種類がある。

(2) 投資家

ファンドに資金を投入して利益を得る受益者であり、個人と法人、居住者と非居住者などに分かれる。

(3) ファンドマネージャー

ファンドの運用や管理を委託された者であり、個人や運用会社、パートナーシップなどに分かれる。

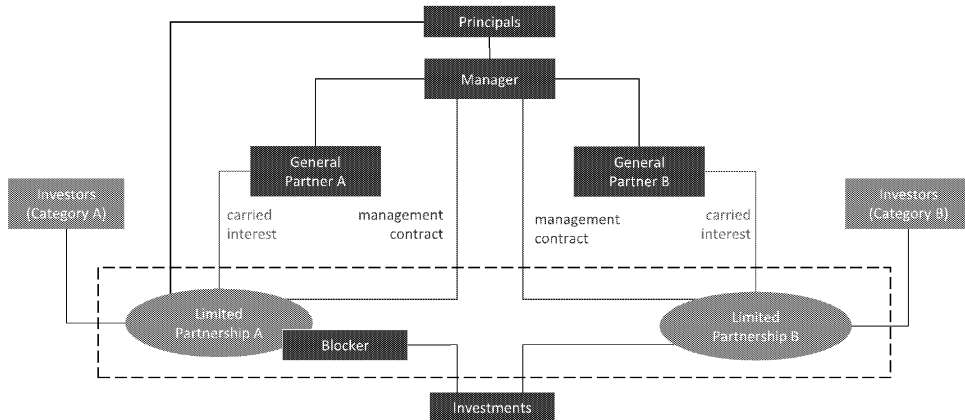
図 3 は、IFA 議題 2 のセッションで使用されたプライベート・エクイティ・ファンド¹⁰⁾の相関図であるが、複雑なストラクチャーであっても、突き詰めれば上記の 3 要素に帰結する。

課税関係の検討には、対象がどの分類に該当し、どの段階で課税をなすべきか、を考慮する必要がある。

《図 3》

1.3 The different fund constellations

Private equity fund – simplified typical structure



2. 日本の投資ファンド課税制度

日本においては、投資ファンドに関する法律上及び税務上の定義は存在しないが⁽¹¹⁾、その法形態から以下(1)から(4)の四つに大きく分類される。

(1) 信託型

① 集団投資信託

一般的な投資信託であり、二重課税を排除するために、信託財産そのものへの課税ではなく、信託収益が受益者・投資家に分配された段階での課税（パススルー課税方式）が採用されている。

② 法人課税信託

自己信託などの受益者が存在しない信託であり、受益者が存在しないことから受託者側に課税される。

③ 受益者等課税信託

上記①と②のどちらにも該当しない一般的な信託、つまり財産を第三者に預けて管理や処分などを委託する信託であり、信託財産に帰せられる収益費用はパススルーして受益者に帰属させ、発生時に課

税する。

これら①～③の課税関係は、2006年の新信託法制定を踏まえ、2007年度税制改正にて整備された。

(2) 法人型

J-REIT などの不動産投資法人であり、一般的に不動産投資信託と呼ばれているが、課税上は信託ではなく内国法人として取り扱われる。したがって法人税の課税対象であるが、課税の特例が適用され、利益の 90%超を投資家に分配する場合など一定の要件下では、剰余金の配当は全額損金算入となる。結果的に法人税が課されることはほとんどなく、投資家の段階で課税されることになる。

なお、不動産投資法人は税額がなくても申告義務は生じるので、パススルー課税方式とはいえない。

(3) パートナシップ型

プライベート・エクイティ・ファンドやベンチャーキャピタル⁽¹²⁾などがあり、原則としてパススルー課税となる。パー

トナリーシップには様々な形態があり、実態によっては法人として取り扱われる場合がある⁽¹³⁾。

投資事業有限責任組合は、日本版リミテッドパートナーシップ（LPS）法に基づいて設立される、法人格を持たない組合であり、民法上の任意組合と同様にパススルーの構成員課税となる。

(4) 組合契約型

商法上の匿名組合契約が有名である。民法上の任意組合との違いは営業者が存在することであり、匿名組合自体には法人格が無いので、合同会社等の営業者が法律行為の当事者になり、財産も営業者に帰属する。任意組合の場合は任意組員が自ら事業を行うが、匿名組合は事業と出資が完全に分離しており、投資家は匿名で出資するだけで名前が出ないことがメリットになる。

匿名組員に配賦される利益・損失は営業者の益金損金に算入され、利益分配について営業者は源泉徴収義務がある。

3. 課税の論点

(1) ファンドの課税

課税の中立性（Neutrality）や透明性（Transparency）の確保が重要となる。ファンドの規制ルールや課税制度は各国で異なるが、中立性のためには二重課税や多段階課税を排除する必要がある。特に REIT 等の不動産投資ファンドについては、投資促進目的の政策的な優遇税制が適用される場合があるので、注意が必要である。

透明性は、パススルー課税を適切に実施するために重要である。課税のタイミングが、利益配当時や持ち分売却時まで繰り延べられる場合があり、また課税所得金額の計算は、ファンド形態、条約適

格性、居住性、パススルーに関する選択⁽¹⁴⁾など、多くの要因の影響を受けるためである。

(2) 投資家の課税

ファンドと同様に中立性が重要であり、一度のみの課税や、投資形態にかかわらず同等の課税が確保されるべきである。

フィンランドの事例で、ある投資ファンドの課税関係について、自国居住者への配当は非課税であったにもかかわらず、ルクセンブルクへの配当については源泉徴収がなされていた。欧州司法裁判所は、本事例は EU 法による域内資本の自由移動原則に違反している、と判示した。

(3) ファンドマネージャーの課税

個人や法人、パートナーシップの場合など、異なる税法や課税方式が適用されるため注意が必要である。ファンド形態の違いによる所得分類の例として、プライベート・エクイティ・ファンドなどは長期的なキャピタルゲインを目的にしているため、それに深く関与するファンドマネージャーへの報酬は、ファンドの資産運用から生じるキャピタルゲインとして課税される場合もある。しかしながら、一般的にキャピタルゲインは報酬よりも低税率が適用されるため、税優遇措置となるのではないか、という議論がある⁽¹⁵⁾。

4. 租税条約との関係

配当の軽減税率や免税などの条約上の恩典を受けるためには、条約上適格な居住者である必要がある。

2010 年に OECD が公表した「集团的投資ビークル報告書」⁽¹⁶⁾では、恩典を享受できる事例が示されている。例えば年金ファンドなど、投資家が直接投資していないことから受益権を有しておらず、居住性が不明になってしまう場合などは、投資家のう

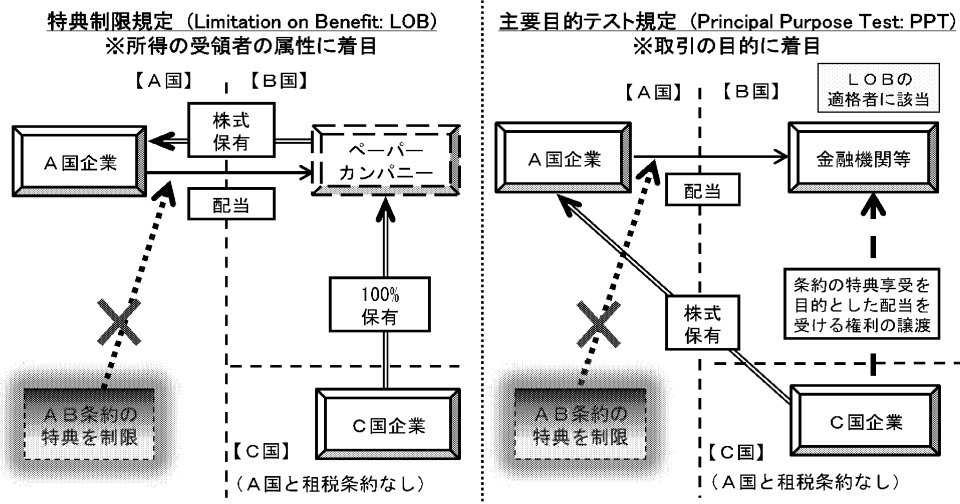
ち一定の以上の条約の適格者が存在する場合に、同等適格者としてフルに条約の恩典を与える、という提言がなされている。本報告書公表前の租税条約は、投資ファンド課税についてほとんど考慮されていなかったが、公表後に改定された租税条約では、ファンドの課税関係が整理されるようになってきた。

最新の取組として、OECD の TRACE (Treaty Relief and Compliance Enhancement) プロジェクトにて、投資家の居住性確認のためにブロックチェーン技術の応用が検討されている⁽¹⁷⁾。フィンラン

ドでは 2021 年に TRACE が導入される予定である。

租税条約による恩典の濫用防止対策については、図 4 のとおり、特典制限規定 (Limitation of Benefit : LOB) や主要目的テスト (Principal Purpose Test : PPT) があるが、主要目的テストについては「主たる目的」が曖昧な概念であるため、経済的な合理性があるにもかかわらず、税務当局が恣意的に条約恩典を否認して課税してしまうのではないかと、いう懸念も示された。

《図 4》



5. まとめ

ファンド課税の中立性が重要であるというメッセージを IFA が発することにより、各国税務当局が連携して、課税方式を極力統一する方向へ収れんし、垂直的・水平的な公平性が確保されることが望ましい、との結論が出された。

タックスヘイブンに設立されたファンドは、租税回避目的ではなく純粋な投資目的であることについて、税務当局に理解を求める点が強調されていた。例えば、ケイマ

ンで組成されるファンドが多いのは、設立コストが非常に安く、法制度が欧米に類似しているからである。このようにファンドの目的やコンテンツを明確にするためには、透明性の確保が重要である。

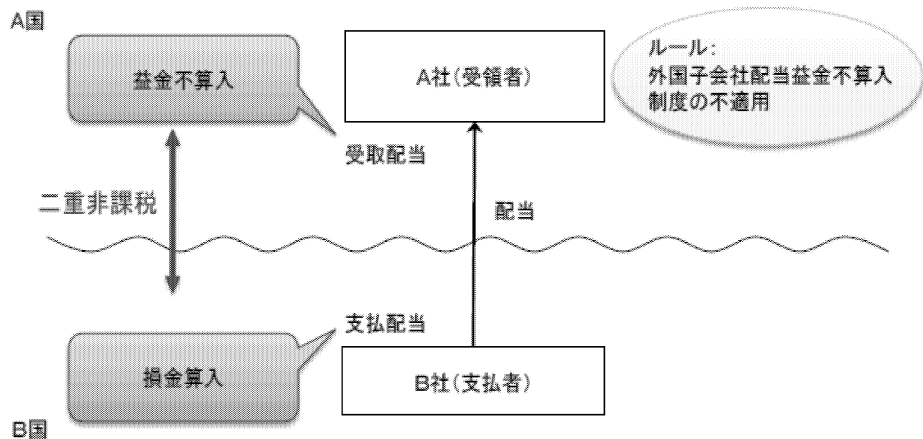
テクノロジーの進化については、OECD の TRACE プロジェクトなどのブロックチェーン技術で、投資家の居住性が容易に確認できるようになれば、将来的には投資ファンドの課税に対して大きな影響を与えるようになると考えられる。

セミナーD「ハイブリッド事業体」の詳細 (小杉)

1. ハイブリッド・ミスマッチとは

図5において、A 社の子会社である B 社が A 社に利益配当をする場合、通常は利益処分によって配当されるため損金には算入されない。しかし B 国の制度上、配当の損金算入が可能であり、かつ A 国は受取配当益金不算入制度を採用している場合、この配当については、A 国では益金不算入であるにもかかわらず B 国では損金算入可能となり、二重の非課税が生じることとなる。以上がハイブリッド・ミスマッチの典型であるが、日本では、外国子会社配当の益金不算入制度の不適用（つまり益金算入）が適用され、二重非課税となるのを防止して

《図5》



2. ハイブリッド・ミスマッチへの対策

(1) BEPS 行動計画 2 の勧告

BEPS ではハイブリッド・ミスマッチ効果の無効化のため、以下二つのリンクルルールが勧告されている。

- ① **Primary rule**: 受取国で益金不算入となる場合は、支払国側でも損金不算入とする、つまり支払国側で調整する方式

いる。

ハイブリッド・ミスマッチには以下の 3 形態がある。

- ① **Deduction/No Inclusion**: 支払者が損金算入し受取者が益金不算入
- ② **Double Deduction**: 支払額の二重損金算入
- ③ **Imported Mismatch**: ハイブリッド・ミスマッチの効果を第三国へ展開

また、利子等の支払者の損金算入と受取者の益金算入の時期をずらす事例を、タイミングミスマッチという。

全ての国が同じ制度を採用していればこのような問題は生じないが、一部標準的ではない制度を採用している国があるため、ミスマッチが生じてしまうことになる。

- ② **Defensive rule**: 支払国で損金算入となる場合は、受取国側で益金に算入させるという、受取国側で調整する方式⁽¹⁸⁾

なお、行動計画 2 は、各国が最低限遵守するミニマムスタンダードには該当しておらず、ベストプラクティスとなっている。

(2) EU 指令

EU については、EU 親子会社指令と租税回避防止指令を発遣してハイブリッド・ミスマッチへ対応している。

3. ブラジルの利子配当制度 (JCP)

ブラジルは投資促進目的のため、配当を利子とみなす特殊な制度 (JCP) を採用している。利子であれば損金算入可能となり、ブラジル子会社等にとって税務上有利になるからである。

1995 年の JCP 導入後に、ブラジルが締結・改定した全ての租税条約には「JCP は利子として取り扱う」と明記されているが、95 年以前の旧条約では、以下の各国事例のように、利子が配当かでいまだに混乱が続いている。なお、日本－ブラジル租税条約は 95 年以前のものだが、日本は 2015 年度税制改正にてハイブリッド・ミスマッチに対応済みであり、ブラジルの JCP 配当は益金に算入されるため問題は生じていない。

(1) オーストリア及びイタリア

どちらも 95 年以前の条約であり、JCP に関しては条約上も国内法でも益金不算入となるため、二重非課税の状態が続いている。

(2) スペイン

95 年以前の条約であるが、複雑な状況に陥っている。スペイン親会社からブラジル子会社から JCP を受け取る場合、配当であれば受取配当益金不算入制度が適用されるので、スペイン側では課税できない。しかし、スペイン税務当局は「JCP は配当ではない」として課税し、最高裁判まで争われたが、2016 年に最高裁判決で「JCP は配当」という結論が出され、当局敗訴となった。

その一方、最高裁判決前の 2015 年にスペイン政府は税法を改正し、JCP に対しては受取配当益金不算入制度を「不適

用」とし、課税できるようにした。この法改正は最高裁判例と齟齬が生じており、対ブラジル租税条約上の JCP 解釈の点で疑義が残っている。

(3) 米国

日本と同様に、相手国が損金として控除している場合は益金算入される。

4. まとめ

ハイブリッド・ミスマッチに対抗するためには、相手国側の制度に関する正確な情報が必要不可欠であり、当局側としては以下のような対応策が考えられる、との見解が示された。

- ① 租税条約の情報交換を活用し、相手国の制度情報を入手する。
- ② 各国の制度情報を整理するため、多国間による情報共有システムを構築する。
- ③ OECD の作業部会などを活用し、ハイブリッド・ミスマッチのリスク評価に関して各国で共同作業を行う。

また、納税者側としては、ミスマッチによる課税を防止するため、取引相手国の税制、取引相手の事業内容、受領者の益金算入処理もしくは支払者の損金不算入の証明等の説明書類を、事前に周到に準備しておくことが望ましい旨の指摘があった。

セミナーE「宇宙空間の課税問題」の詳細 (錦織)

宇宙と地球の境界はどこにあり、どこからが宇宙なのか。宇宙にある資源、月の鉱物や小惑星の鉱物は誰のものだろうか。これらの疑問に対する答えは、国際社会で明確にされているわけではない。とすれば、宇宙空間に関する課税権の問題も不明確であるということは容易に想像ができる。宇宙と地球の境界が決まっていないと、国家の課税権がどこまで及ぶのか分からないし、

月の鉱物を採掘して利益を得た場合、どの国が課税できるのかということも明確ではない。また、国際課税の基本的な考え方は、居住地国と源泉地国で課税権を分け合い、PE の存在が課税権のキーになるというものであるが、今後、この中のどれかが宇宙空間にあるケース、すなわち、宇宙空間が居住地であるもの、源泉地が宇宙空間である所得、宇宙空間に PE が存在するケースなどが出てくるであろう。

1. 国際社会のフレームワーク

現在の宇宙空間に関する国際合意(表3)は、1960～1970 年代に結ばれており、かなり古いものといえる。当時は、人工衛星の打ち上げ競争、史上初の有人宇宙飛行など、米国とソ連が争って宇宙開発を行っていた時代である。国際合意の中で、最も重要なものは、1967 年の宇宙条約 (Outer Space Treaty) であり、締約国も多い。月

協定も、月やその他の天体の資源に関する基本原則を定めた条約として、重要なものとなり得るが、締約国が非常に少なく、日本や米国を含む多くの主要国は参加していない。宇宙条約の主な原則には、1 条の宇宙空間の探査・利用の自由、2 条の領有の禁止、4 条の平和利用の原則がある。1 条と 2 条は、つまり宇宙空間は誰でも利用することができるが、どの国も主権を主張できない場所、当然、課税権も主張できない場所ということを示している。

月条約を除く、これらの条約というのは、米国・ソ連の主導で、「国家」の利用や開発を前提に作られたもので、非常に重要な条約ではあるものの、宇宙空間の商業利用や資源開発に対する十分な検討がなされたものではなかった。現在は、民間の宇宙ビジネス進展により、新たなフレームワークの必要性に直面している。

《表3》

年	条約名		締約国数 ⁽¹⁹⁾
1967	宇宙条約	Outer Space Treaty	110
1968	宇宙救助返還協定	Rescue Agreement	98
1972	宇宙損害責任条約	Liability Convention	96
1975	宇宙物体登録条約	Registration Convention	69
1979	月協定	Moon Agreement	18

2. 宇宙資源開発

ここからは、現在の国際社会のフレームワークを踏まえて、いくつかのトピックを紹介していく。

宇宙条約の 2 条には、領有の禁止原則があるが、これは「国家による取得の対象とはならない」と定めており、民間や個人の所有を妨げる内容ではない。これに対し月協定では、「いかなる国家、政府間国際機関、非政府間国際機関、国家機関又は非政府団

体若しくは自然人の所有にも帰属しない」(月協定 11 条)とされており、国家に限定されない内容となっていたが、締約国が非常に少ないため影響力はほとんど無い。したがって、国家以外の所有を妨げるものは存在しない状態といえる。一つの例として、ルナエンバシーという会社を紹介する。ルナエンバシーというのは、米国人のデニス・ホープが設立した、月の土地を販売する会社である。月の土地を購入すると、権

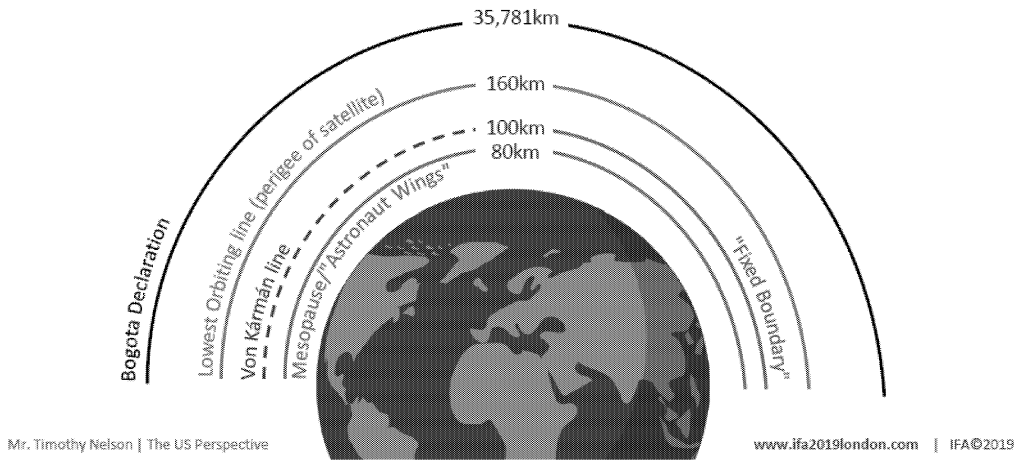
利証が送られてくるというもので、プレゼント目的などで購入するケースが多いようである。このルナエンバシーは、宇宙条約の盲点、民間人の所有を妨げていないということを利用したビジネスであり、デニス・ホープは 1980 年に米国のサンフランシスコにおいて所有権の申し立てをし、それが受理されて、その後、国連、米国政府、旧ソビエトに権利宣言書を提出して、これに対する異議がなかったということで会社を設立してビジネスを開始したということである⁽²⁰⁾。このルナエンバシーというのは少し特殊な先行事例といったところであるが、最近では、スペース X などに代表される民間のベンチャー企業が、宇宙開発・宇宙ビジネスに参入していることもあり、法整備が必要となってきた。この点、米国では 2015 年に「商業宇宙打ち上げ競争力法 (U.S. Commercial Space Launch Competitiveness Act)」という法律ができおり、この法律で、米国企業は商用目的で月や小惑星の資源を採掘し、販売することが可能であると、はっきりと示された。翌年にはルクセンブルクでも同様の法律ができている。こういった現状を考慮すると、例えば、領有の禁止原則を民間にも拡大する一方、利用する権利と利益を得る権利は禁止せず合法化するなどの国際的な合意と、それに基づく透明性のあるメカニズムを早期に構築することが必要となるであろう。

3. 宇宙の境界線

次は宇宙と地球の境界線に関する問題について述べる。図 6 には、境界となり得るラインが幾つか描かれている。一番内側の中間圏は、米国空軍の定義している宇宙とのライン、そのすぐ外側のラインは、カー

マンラインと呼ばれ、国際航空連盟が定めている宇宙の境界である。そして、高度 160km までいくと、人工衛星の軌道がある領域になり、一番外側にあるのが静止軌道である。静止軌道は、人工衛星が地球の自転速度と同じ速度で地球を周回することができる軌道で、地上から見ると静止しているように見えるためその名が付いている。赤道上にしか存在できない軌道で、地上からの位置が固定されているため、通信衛星や気象衛星などに利用されており大変重要なものである。高度約 36,000km もあるため宇宙空間の一部であるというのが一般的な感覚であろうが、宇宙と地球の境界は明確に定まっていないのであるから、地球の一部だと主張することもあり得る。そのように主張することで利益を得るのは、その真下にある赤道諸国である。1976 年には、ブラジル、コロンビア、コンゴ、エクアドル、インドネシア、ケニア、ウガンダ、ザイールが共同で、静止軌道は「赤道諸国がその国家主権を行使する領域の一部をなす」というボゴタ宣言をしている。この宣言は、国際社会で受け入れられるものではなく、OECD もモデル租税条約のコメンタリーにおいて、静止軌道はどの国にも属さないということを明言している⁽²¹⁾。ただし、これらの赤道諸国というのは主に発展途上国であり、宇宙ビジネスを積極的に行う国々ではない。今後、宇宙と地球の境界を決めるに当たり、宇宙ビジネスを行う国との利害は真っ向から対立するということになる。ボゴタ宣言は、宇宙と地球の境界について国際的なコンセンサスを得るということが、簡単ではないということを示す好例であろう。

《図 6 (22)》

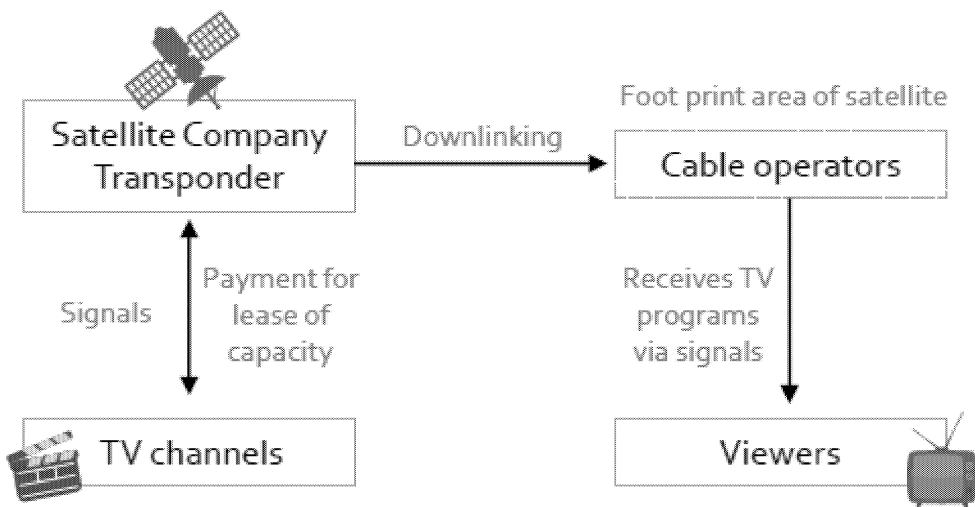


4. AsiaSat ケースと New Skies Satellite ケース

次は、宇宙ビジネスに関するインドの裁判例を紹介する。香港を拠点とする AsiaSat という通信衛星の運用会社に対し、インド歳入庁が課税を行い裁判になったという事例⁽²³⁾である(図 7)。AsiaSat の顧客であるテレビ番組の制作者 (TV channels) がテレビ番組を制作し、それを AsiaSat (Satellite Company) の人工衛星

の信号送受信機 (Transponder) に送信する。この顧客は、この信号送受信機のキャパシティの一部を使うことになるので、その対価を AsiaSat に支払う。そして、信号送受信機は、人工衛星がカバーするエリア (Foot print area) にあるケーブルテレビ業者 (Cable operators) に信号を送り、テレビ番組が視聴者 (Viewers) に届けられる

《図 7 (24)》



人工衛星は静止軌道上にあり、AsiaSat はインド国内には PE を持っていない。また、AsiaSat が受け取る対価は、図 7 の一番左の矢印部分のみで、この顧客というのもインドの会社ではない。さらに、人工衛星がカバーするエリアはインドを含めたもっと広域のエリアであるので、この図の中でインドにあるのはケーブルテレビ事業者の一部と視聴者の一部ということになる。これに対して課税庁は、ロイヤルティであるとして課税した⁽²⁵⁾。インド国内法上、インド国内ソースから所得を得るためのロイヤルティは、国内源泉所得とされる。そしてロイヤルティには、秘密の方式・プロセス (secret formula or process) が含まれる。この取引で課税庁は、AsiaSat は顧客にプロセスを使用させているとして課税したということである。ここで、secret formula or process だから、プロセスというのは秘密のプロセスである必要があるのではないかという疑問が出てくる。この事例がプロセスを使用させているかどうかというのも、判断の難しいところであるが、少なくとも秘密のプロセスではないので、この法律の読み方は、この事案のキーの一つとなってくる。つまり、secret formula or process を、秘密の方式又は秘密のプロセスと読むのか、秘密の方式又は単なるプロセスと読むのかということである。これに対し審判所は、プロセスは秘密である必要はないとして課税を支持した。ただし、その後の裁判で裁判所は、AsiaSat は、顧客に何も使用させずにサービスを提供しているのだとして、課税はできないと判断された。なお、裁判所は、プロセスが秘密である必要があるか否かの判断はしていない。

この敗訴を受けて、インドは国内法上、「プロセスは人工衛星からの信号送信を含む」ということと、「プロセスは秘密であるか否かを問わない」ということを明示⁽²⁶⁾し

たが、その後、同じような事案で訴訟があった。今度は New Skies Satellite というオランダに本拠を置く会社の事案である。争点となったのは、国内法上はプロセスが秘密である必要はないと明示したのだけれども、租税条約上も同じ解釈ができるのかということ、そして、租税条約上は、プロセスは秘密である必要があるか否かという点であった。結論としては、国内法と同じ解釈はできず、プロセスは秘密である必要があるとして、国側が敗訴している。以下は、プロセスに関する部分のインド所得税法と、インド・オランダ租税条約の文章である。

《インド国内法⁽²⁷⁾》

...any patent, invention, model, design, secret formula or process or trademark or similar property, ...

《インド・オランダ租税条約⁽²⁸⁾》

... any patent, trademark, design or model, plan, secret formula or process, or for information concerning industrial, commercial or scientific experience ...

国内法は、「design, secret formula or process or trademark or」となっているが、租税条約の方は、「plan, secret formula or process, or」となっていて、しっかりとコンマで区切られている。この違いが、裁判所の判断に影響を与えたようである。なお、日印租税条約を含めた日本の結ぶ租税条約の日本語訳でも、「秘密方式若しくは秘密工程」となっている。

ここで紹介したインドのケースも、先進国主導の宇宙ビジネスに対し、源泉地国が、さまざまな論理で課税権を主張してくるといった構図の例といえる。

5. 今後の展望

最後に、今後の展望に繋がるトピックをいくつか紹介する。

(1) デジタル経済

デジタル経済の進展により、宇宙空間の課税問題が顕在化することが予想される。すなわち、デジタル化によって宇宙空間に重要な拠点を所在させることが可能になるということである。例えば、**Lyteloo**p という会社は、幾つかの人工衛星を打ち上げて、宇宙空間にデータセンターを構築する計画を持っている。宇宙空間にデータセンターを構築するのは、初期コストはかかるものの、運用コストを大幅に抑えることができ、またハッキングされにくいといった安全面でのメリットがあるそうだ。

(2) 宇宙居住者

生活を必要とする個人の居住地が宇宙になるというのは、まだまだ先の話であろう。しかし、法人であれば、例えば AI や人工衛星を利用することによって、宇宙空間でマネジメントを行い、法人の管理支配が宇宙空間で行われているという場面を作り出すことは、そう遠くない将来に実現するのではないだろうか。

(3) 宇宙での役務提供

宇宙空間での役務提供に対する課税をどう考えるかについて、参考となる事例を紹介する。この事例は、米国国籍のフランス居住者であるフライトアテンダントの申告内容が争われたもの⁽²⁹⁾である。米国は市民権課税の国であるので、米国国籍を持っていると、米国で全世界所得を申告する必要があるが、非居住者の場合、外国所得 (foreign earned income) は除外することができるという制度がある⁽³⁰⁾。このフライトアテンダントは、フ

ランス居住者であるので、外国所得除外措置を利用し、米国国内の所得だけを申告した。具体的には、所得をどの国の領空にいたかで時間按分し、米国領空にいた時間に相当する部分だけを申告したのであるが、課税庁は公空、つまりどの国の領空でもない部分も外国 (foreign) ではないから除外措置の対象外として、その分を上乗せして課税した。

(4) 宇宙源泉所得

宇宙に所得源泉がある場合の課税権の考え方の参考として、米国の連邦規則に「宇宙と公海での活動から生じる所得」についての規則⁽³¹⁾というものが存在する。この中で、基本的に米国人 (United States person) が獲得したら米国源泉、そうでなければ外国源泉と規定されている。

宇宙空間の課税問題は、一見実務とは離れた話であるかもしれないが、宇宙ビジネスの進展もあり、問題は今後必ず大きくなっていく。また、旧来の国際課税原則では解決できないことがあるという意味で、デジタル課税の議論とも通じるものもあるといえるだろう。

① OECD は 2020 年 2 月 6 日にパブリックコンサルテーション文書を公表。

<http://www.oecd.org/tax/beps/public-consultation-document-review-country-by-country-reporting-beps-action-13-march-2020.pdf> (2020 年 9 月 2 日最終閲覧)

② その後、2020 年 1 月末まで離脱期限が延期された。

③ IFA 年次総会の二つの主要議題については、事前に各国地域のブランレポーターが、それぞれの国・地域の状況をまとめたブランレポートを作成している。

④ ブランレポート提出時点の情報であるため、

最新の制度を反映していない場合がある。

- (5) BEPS 行動 4 では下限が 10% となっているが、ATAD では下限は規定されていない。
- (6) 第 73 回 IFA 年次総会が開催された 2019 年 9 月時点では、EU 加盟国であった。
- (7) 連邦国家である同国の構成体の一つ、スルプスカ共和国で導入されている。
- (8) OECD モデル租税条約第 1 条 3 項。
- (9) M.Petutschnig, M.Rechbauer and S.Rünger. “Assessment of the Interest Barrier Rule of Article 4 of the EU Anti-Tax Avoidance Directive for a Sample of European Firms”. World Tax Journal. August 2019. p.347-377.
- (10) 投資先の経営に深く関与し、企業価値を高めた後に売却することで収益を得るファンド。
- (11) 議題 2 の日本ブランチレポートより。
- (12) 未上場の新興企業に出資し、将来的に株式上場した際の利益を目指す投資会社やファンド。
- (13) デラウェア州リミテッドパートナーシップを利用した日本居住者の課税争訟について、パススルーではなく法人課税とした事例など（最判平成 27 年 7 月 17 日民集第 69 巻 5 号 1253 頁）。
- (14) 米国のチェック・ザ・ボックス規則など。
- (15) ファンドマネージャーが得るキャリード・インタレスト（成功報酬）の優遇税制廃止法案が米国で提出されたが、施行には至っていない。
- (16) OECD (2010). “The Granting of Treaty Benefits with respect to the Income of Collective Investment Vehicles”
<https://www.oecd.org/ctp/treaties/45359261.pdf>
（2020 年 8 月 27 日最終閲覧）。
- (17) OECD. “About the TRACE Project”
<http://www.oecd.org/tax/treaties/aboutthetracegroup.htm>（2020 年 8 月 27 日最終閲覧）。
- (18) 日本は 2015 年度税制改正により BEPS 勧告に対応。
- (19) 締約国数は、国連宇宙部公表の資料による（2020 年 1 月現在） ”STATUS OF INTERNATIONAL AGREEMENTS RELATING TO ACTIVITIES IN OUTER SPACE AS AT 1 JANUARY 2020”。
- (20) LUNAR EMBASSY JAPAN ウェブサイト参照。
<https://www.lunarembassy.jp/shop/about>
（2020 年 8 月 27 日最終閲覧）。
- (21) OECD モデル租税条約第 5 条コメンタリー パラ 5.5。
- (22) IFA 年次総会で Timothy Nelson 氏が使用した図を引用した。
- (23) 2011-Asia Satellite Telecommunication Co. Ltd (Tribunal) 2003 78 TTJ Delhi 489.
- (24) IFA 年次総会で Rohan Shah 氏が使用した図を引用した。
- (25) 担当調査官は、別の理論で課税（インド国内に「business connection」があるとして課税）したようだが、不服審判所はロイヤルティとして課税されると判断している。
- (26) Income Tax Act, 1961 Section 9(1)(vi) Explanation 6.
- (27) Income Tax Act, 1961 Section 9(1)(vi).
- (28) なお、この租税条約の表現は OECD モデル租税条約と全く同じである。
- (29) Le Tourneau v CIR 2012 T.C. Memo. 2012-45.
- (30) Internal Revenue Code § 911.
- (31) Code of Federal Regulations § 1.863-8.